

マージン率等に係る情報提供

株式会社アイズ

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和1年度(平成31年4月～令和2年3月))

記

- 令和2年4月1日付け派遣労働者数 97人
- 令和2年度 派遣先事業所数(実数) 19件
- 令和1年度 労働者派遣に関する料金の平均額 14,543円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和2年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,875円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 25.2%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 本社相談窓口 TEL03-6263-2720
- その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

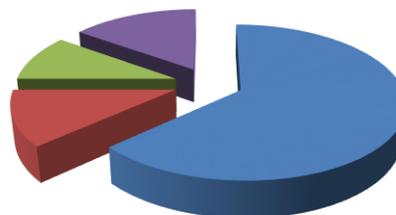
| 教育訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|---------|-------------|--------|--------|------|------|--------------|
| 新規採用者訓練 | 全員 | OFF-JT | (株)アイズ | 無償 | 有給 | 8時間 |
| 能力向上訓練 | 採用後1年経過者の希望 | OFF-JT | (株)アイズ | 無償 | 有給 | 8時間 |

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

マージン率 25.22%

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等
- 運営費等



- 派遣労働者の待遇に係る労働協定を締結しているか否かの別
 労使協定を締結している(協定書の有効期間終期 2021年3月31日)
・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全派遣社員)